

おとうさん・おかあさん間違えないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年(18歳未満)は入れません。

(沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例)

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時~午前4時まで

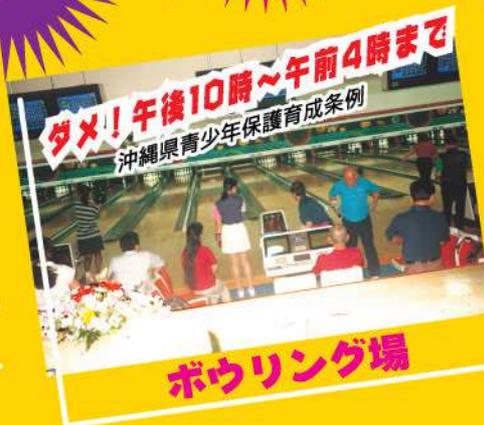


カラオケボックス

ダメ! 深夜はいかない



映画館



ボウリング場



マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいかいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ご飯)を
 - 県民みんなで青少年の深夜のはいかいを防止しましょう
- 沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・(社)沖縄県青少年育成県民会議

守りたい

大切な自分 大切な誰か

～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで2つの事例を紹介します。

事件 1

スマホゲームで仲良くなった同い年の子に会いに行ったら…

1 ゲーム内で同学年の友達ができた



2 「親にナイショで会おう」と誘われ…



3 しかし待ち合わせ場所にいたのは知らないおじさんで、車で誘拐されそのまま閉じ込められてしまった！



事件 2

SNSで知り合った友達と、写真のやりとりをしていたら…

1 動画をあげていたらフォロワーがどんどん増えてきたAさん



2 DMをくれたお兄さんと友達になり、写真を送りあうようになって…



3 イヤだったけど断りきれず、裸の写真を送ってしまった！



会ったことのない人と子供だけで会うのはダメ！



会ったことのない人に名前や住所を教えるのはダメ！



仲良しの友達でも裸の写真や下着姿の写真を送ってはダメ！



SNSやゲームアプリでの出来事を、親にナイショにするのはダメ！

保護者のかたへ **子どもも読んで!** **児童ポルノ事犯の被害児童学職別・被害態様別の割合**

被害児童の学職別割合では高校生が最多であるが、小学生の被害は年々増加傾向にある。

被害児童(1,320人)の学職別割合

被害児童(1,320人)の被害態様別割合

低年齢児童(211人)の被害態様別割合

※1…「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
 ※2…「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

保護者のかたへ **子どもも読んで!** **サイト別の被害児童数**

「Twitter」に起因する被害児童数が約4割を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する事犯の被害児童数が増加している。

令和元年中 (全被害児童数2,082人)

令和2年中 (全被害児童数1,819人)

保護者のかたへ **フィルタリングは必ず設定しましょう!!**

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけでなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。

保護者のかたへ **保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります!**

ID、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげてください。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは、教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。

保護者のかたへ **親子で見てもらいたいサイトの紹介**

●警察庁Webサイト子供の性被害対策

被害防止のためのマンガや動画を紹介

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html

●文部科学省のYoutube公式サイト

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywDI

保護者のかたへ **「ペアレンタルコントロール」の活用**

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(「ペアレンタルコントロール」)が大切です。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

●内閣府ホームページ

保護者向け普及啓発リーフレット集

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html

性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっぷす (受付時間:24時間365日、いつでも)

☎050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス:paps@paps-jp.org
 ■サイトURL : <https://www.paps.jp>

困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口 **子供向け**

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>

●警察相談専用電話 **☎#9110**

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

●性犯罪被害相談電話 **☎#8103** (ハートさん)

●24時間子供SOSダイヤル **子供向け**

いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!

☎0120-0-78310 (電話代無料)

●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **☎#8891** (はやくワンストップ) (全国共通番号)

誰
か
が
い
る

話
し
た
い

今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



中学生/高校生の保護者の方へ

子どもたちは見た!体験した!こんなネットのトラブル

06 闇バイト

こんなことがあったんだけど……



「得します」と強調するのは詐欺の可能性や危険性がある。最近は闇バイトなどの問題もあるから、気をつけていかないといけない。



メッセージアプリにもSNSのような機能があり、知らない人から急にフォローされたと思ったら、その人の投稿内容が怪しいアルバイトの勧誘で、すぐにブロックや通報を行ったことが何度かある。

アプリを入れるよう言われたら要注意だよ!

簡単にもうかるような、うまい話はないよ。新しいアプリをインストールするときは、保護者の許可を得るようにOSを設定するなどの工夫で防げることもあるよ。



これだけは知っておこう!

- 闇バイトでは、一定の時間が経過すると記録が消える**秘匿性の高いアプリでの連絡(持っていない場合はインストール)を指示**されることもあります。



POINT

☑ 闇バイトを防ぐには

POINT ① 個人情報・身分証は送らない!
顔写真、連絡先などの個人情報や、これらが載った身分証などは送信しないよう、子どもに伝えましょう。

POINT ② アルバイトをするときは必ず相談
アルバイトに応募する前に必ず保護者などに相談するように伝えましょう。

POINT ③ ためらわずに警察にすぐ相談!
もしも怪しいアルバイトに応募して個人情報を送ってしまったら、警察に相談を!

少しでも不安に
感じたら、すぐに
警察相談専用電話
「#9110」番へ!



今はどんなことに
気をつけたいの?

保護者が知っておきたいインターネットの落とし穴

毎日ネットに触れる 子どもたちを守るために

2026年
1月発行

子ども家庭庁/警察庁/消費者庁/総務省/法務省/文部科学省/経済産業省



子ども家庭庁「子ども若者★いけんぶらす」において、**子ども(小学生~高校生年代)**からいただいた意見等に対して、**大学生からのアドバイス**とともに**対策や取組等を掲載**しています。
(「子ども若者★いけんぶらす」の意見は一部内容を調整しています)

▶監修(敬称略・五十音順)

上沼 紫野(弁護士・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会理事)
山崎 篤史(全国国公立幼稚園・子ども園PTA連絡協議会会長)

▶協力

・大学生/高等専門学校生
・「子ども若者★いけんぶらす」に参加してくれた皆さま

どういうことに
気をつけたいのかな?
やっつけていいこと
だめなことって
ある?
なにかあったら
どこに相談
すればいいの?

犯罪やトラブルに
巻き込まれないように
注意しないと
**ネットは便利で楽しい!
だから安心して使えるように
みんなで話し合おう!**

みんなで楽しく
便利にネットを
使っていきたいね!
どうしたら安心して
ネットを使うか
調べていこう!

- もくじ
- 01 SNS投稿に関するリスク
 - 02 誹謗中傷/ネットいじめ
 - 03 同意のない顔写真等の利用
 - 04 自撮り被害
 - 05 長時間利用/課金等
 - 06 闇バイト
- コラム オンラインカジノは犯罪です!
参考リンク 家庭や学校で活用できる事例集・教材集

COLUMN

☑ オンラインカジノは 犯罪です!

海外で合法でも日本からはダメ!

インターネット上でお金を賭けて遊ぶ「オンラインカジノ」は、それが合法とされている海外のサイトであっても、**日本国内からオンラインカジノにアクセスしてお金を賭けることは賭博罪にあたり、犯罪**です。

フィルタリング&課金管理が役に立つ!

オンラインカジノの情報は、**フィルタリング活用で遠ざけることができます**。海外では、広告から入ってしまうこともあります。広告が入口となってしまっても、**フィルタリング活用でその先に進むことをブロック!**

フィルタリングのほかに、**対象年齢に合ったアプリ**を利用したり、**課金管理**など**技術的な手段**で、**子どもを守る方法**もあります。**課金管理は、オンラインゲームなど他の場面でも役に立つ**のでおすすめです。

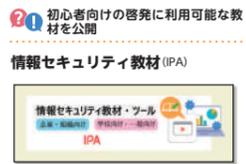
POINT

☑ 参考リンク

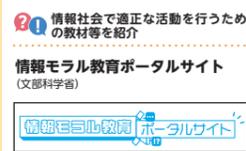
ご家庭や学校で活用できる事例集・教材集などです。是非一度ご覧ください。



インターネットトラブル事例集(総務省)



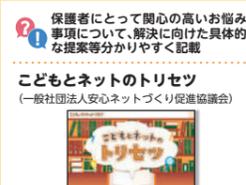
情報セキュリティ教材(IPA)



情報モラル教育ポータルサイト(文部科学省)



#NoHeart NoSNS



保護者にとって関心の高いお悩み事項について、解決に向けた具体的な提案等分かりやすく記載
子どもとネットのトリセツ(一般社団法人安心ネットづくり促進協議会)



子どもたちは見た!体験した!こんなネットのトラブル

01 SNS投稿に関するリスク

こんなことがあったんだ



友達の(SNSの)アイコンが、「**こちらへんに住んでるんだ**」と**場所がわかる写真**で、怖いと思った。

なんでも気軽にアップしちゃだめ!

自分の顔や住んでいる場所がわかるような**写真はなるべくSNSにあげない**ほうが良いです。どんな人が見ているかわからないので、**つきまとわれたり犯罪に巻き込まれる**ことも。



これだけは知っておこう!

●最近では、**生成AIを使って子どもの写真が悪用されるケース**があります。(ディープフェイクポルノ等)

②ディープフェイクとは
深層学習(ディープラーニング)を使用して実在する人物の画像等を編集・加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のように見せかける方法で作成された画像等のこと。



すべての年代の保護者の方へ

POINT

☑ SNS投稿するときのポイント

保護者が気をつけるポイント

POINT ① ネットになんでもアップしない!

お風呂の写真、水着、裸に近い写真は、SNSなどのネットには**絶対あげない**で!家族や親戚など、信頼できる近しい人だけの大切な思い出として扱きましょう。投稿して良いか迷う場合は、投稿前に信頼できる人に相談したり、複数人で投稿内容が問題ないか確認しましょう。

子どもが気をつけるポイント

POINT ② 自分も他人も顔は見せない!

SNSに写真をアップする場合は、**顔が分からないようにする**など工夫しましょう。

POINT ③ 著作権を守ろう!

「著作権」とは、音楽やイラスト等「著作物」を創作した者に与えられる、自分が創作した著作物を無断でコピーされたり利用されない権利です。著作物を、著作権者の許可なく複製し、SNSにアップするなどの行為は、著作権侵害になる場合があるので注意しましょう。

ディープフェイクポルノ被害にあった場合の相談窓口

NPO法人ぱっぷす
https://www.paps.jp/



小学校高学年 / 中学生 / 高校生の保護者の方へ

子どもたちは見た! 体験した! こんなネットのトラブル

02 誹謗中傷/ネットいじめ

こんなことがあってすごくイヤだった



自分の写真を勝手に(SNSに)あげられて、誹謗中傷を受けたことがある。



好きな人とか応援している人への誹謗中傷の言葉が目に入ると、嫌な気持ちになる。

それは本当に言っている言葉が考えよう!

スマホやPCなどに慣れてきた時こそ、うっかり攻撃的な投稿をしてしまわないように気を付けよう! 聞いて嫌になる言葉は、SNSでも使わないようにね。



これだけは知っておこう!

- 相手の人格を否定する言葉や言い回しは正当な批判ではなく、「誹謗中傷」です。
- 気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあります。投稿した言葉や写真は「なかったこと」にはできません。こどもと一緒にどのような投稿が誹謗中傷にあたるのか、話し合ってみましょう。



POINT

誹謗中傷のトラブルを避けるために

POINT ① アプリを活用しよう!

危険なメッセージのやり取りについてお知らせしてくれるアプリや、12歳以下のこども向けSNSアプリもあります。

POINT ② 相談窓口を活用しよう!

迅速な助言が欲しい 違法・有害情報相談センター	悩みや不安を聞いてほしい 子供のSOSの相談窓口
適切な助言が欲しい こどもの人権110番	警察に相談したい 少年相談窓口
削除したいけど自分でできない 誹謗中傷ホットライン	みんな味方だよ! 安心して相談してね
相談対応は行っておりません。 相手に賠償等を求めたい 日本児童支援センター	LINEで相談



小学校高学年 / 中学生 / 高校生の保護者の方へ

子どもたちは見た! 体験した! こんなネットのトラブル

04 自撮り被害

こんな話を聞いたんだけど……



ある女の子が、男の子に個人情報を教えてしまい、性的な面で脅され「写真を送らないと住所をさらす、家に行く」などと言われたと聞いた。

→だまされたり脅されたりして、自分の裸などの写真を撮影させられ、送られることを「自撮り被害」と言います。

性別や年齢を問わず注意が必要!

被害は、女の子、男の子、性別や年齢を問わずあり、注意が必要です!



これだけは知っておこう!

- 18歳未満の裸の撮影は、児童ポルノ製造罪にあたります。違法な要求には応じないように、お子さんに伝えましょう。
- さらに、16歳未満のこどもに対しては、要求するだけでも犯罪※となります。

※被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上上の人が行ったとき



POINT

自撮り被害を防ぐために

POINT ① スマホのOS機能を活用

たとえば、iPhoneではヌードが含まれる可能性がある写真をお子様を受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。

POINT ② 民間サービスの活用

不適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。

POINT ③ 家庭内のルールづくり

困ったことがあったら保護者に相談することを約束しましょう。

POINT ④ 警察等への相談

自撮りを要求されたらすぐ相談! 最寄りの警察署や相談窓口の利用も!



すべての年代の保護者の方へ

子どもたちは見た! 体験した! こんなネットのトラブル

03 同意のない顔写真等の利用

こんなことをされてイヤだった



友達に無断で自分の顔写真をSNSに投稿されて嫌だった。他にも、自分の変顔を勝手にSNSのアイコンにされたこともある。

友達だから問題ないよねと思ってはだめ!

友達はもちろん、他人の顔が写った写真は、基本的にSNSにはあげないこと。誰でも簡単に生成AIを活用できる今、ディープフェイクについてもみんな気を付けなければいけないよ。



これだけは知っておこう!

以下の行動は、法的に罰せられたり、訴えられるケースがあります。お子さんがされない・しないよう、保護者の注意が必要です。

友達を隠し撮り・有名人を無断撮影 ▶ 肖像権の侵害に

性的な部位や下着が写った写真・動画を、盗撮したり、イヤと言っているのにむりやり撮影、イヤと言えない状態で撮影 ▶ 撮影罪に

18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持 ▶ 児童ポルノ製造罪や所持罪に

POINT

同意なく顔写真等を利用されてしまった時の相談窓口

ぴったり相談窓口	子供のSOSの相談窓口
少年相談窓口	SNS相談@第二東京弁護士会
こどもの人権110番	LINEで相談

もし性被害(撮影罪など)にあってしまったら、迷わず下記相談窓口ご連絡ください。

性犯罪被害相談電話「#8103」

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891」

子どもたちは見た! 体験した! こんなネットのトラブル

05 長時間利用/課金等

あんまりよくないなあとは思ってる



楽しくなると長く(ネットを)続けてしまう。帰ってきて見始めたら、もう夕方になってたとか。



(学校では)課金とかゲームとかでお金を使ったり、親にも言わないで買ったりしないよう言われている。



うちでは、課金するときに必ず親に言うというルールがあるよ。

話し合ってルールを作ろう!

保護者と話し合って、お互いが納得できる家庭内ルールを作ろう!



これだけは知っておこう!

- OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能を活用しましょう。
- アプリの時間調整機能の活用がおすすめ。アプリ内の設定で利用時間の調整ができるものもあります。



POINT

長時間利用・課金を管理するには

POINT ① ペアレンタルコントロール機能を使う!

次々と興味のある情報が表示されることで、利用を中断できなくなってしまうケースがあります。OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能で閲覧できるWEBコンテンツや起動できるアプリについて、年齢に合わせた制限やサイト・アプリごとの個別の管理ができます。また、アプリのダウンロードやアプリ内課金を管理することで、課金を制限することも可能です。



POINT ② フィルタリングを活用!

フィルタリングを活用することにより、薬物などの違法な情報や出会い系・アダルト系のサイト等の閲覧制限や、対象年齢に合わないサービス・コンテンツの利用制限ができます。



ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



ルールを守る!

||
命を守る!

交通ルールを守ることが
事故のリスクを
減少させます

みんながヘルメットをかぶる未来へ

沖縄県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

RULE
1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

① 自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

② 歩道は例外、歩行者を優先

道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



RULE
2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



RULE
3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



RULE
4

飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!

自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



RULE
5

ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう

事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、
全ての自転車利用者に対して
乗車用ヘルメット着用の努力義務が
課されています。



「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は
各都道府県警察の
ウェブサイト
で
チェック!

安全運転

